

●生活支援コーディネーター

2014年度の介護保険制度改正に伴い、市町村が行うべき地域支援事業のひとつと位置づけられる。

地域において住民主体の訪問型、通所型サービス等を創設していくために、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等による、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握と連携しながら、地域における下記取組を総合的に支援・推進。主な役割は下記のとおり。

- ①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手養成、組織化、支援活動につなげる機能）
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

【武蔵野市では】

裏面階層のうち、第1～2層を中心に担う。第3層については既にその役割を在宅介護支援センター等が担っていると考え。すでに生活支援コーディネーターの役割を担う職員として、平成26年度より社会福祉協議会からの派遣職員1名を地域包括支援センター内に配置している。

●地域福祉コーディネーター

2013年に策定された市民社会福祉協議会「第3次武蔵野市地域福祉活動計画」の重点的な取り組みとして位置づけられている。


「専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また自ら解決することのできない問題については適切な専門家などにつなぐ」「地域の住民活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わるものによるネットワーク形成を図るなど、地域活動を推進する」役割を持つ専門職（『これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書』2008年）。対象は高齢者に限定されていない。

【武蔵野市では】

武蔵野市の地域福祉コーディネーターはフェーズⅡに特化した取り組みを行うことをイメージしている。フェーズⅠについては在宅介護支援センターや民生児童委員など既存の相談機関が担っているため、それらの機関との連携強化を中心とし、フェーズⅢについては地域リハビリテーションとして地域全体の枠組みで考えていく。（2013年3月発行 第3次武蔵野市地域福祉活動計画に記載）

●現在の取扱いについて

- ・生活支援コーディネーターの役割を担う職員は既に地域包括支援センター内に配置されている。
- ・地域福祉コーディネーターは、生活支援コーディネーターと役割が重複する部分もあり、今後その役割や圏域、担う人材等について、協議、検討を行っていくことになっているため未配置。
- ・コミュニティソーシャルワーカーについては生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターとイメージが重なるものであることから、今後必要に応じてあわせて検討していく。

生活支援コーディネーター（介護保険制度）		地域福祉コーディネーター（武蔵野市民社会福祉協議会）	
範囲	階層	階層	圏域・役割
広域 	第1層	フェーズⅢ	【圏域】市町村区域 【役割】地域で解決できない課題を解決するしくみづくり
	第2層	フェーズⅡ	【圏域】市内3圏域（東部・中央・西部） 【役割】地域の生活支援、地域の中で解決できるしくみづくり ★地域福祉コーディネーター（武蔵野市） ※第3次武蔵野市地域福祉活動計画でのイメージ
	第3層	フェーズⅠ	【圏域】 【役割】個別支援
現状	社会福祉協議会からの派遣職員1名を地域包括支援センター内に配置	第3次武蔵野市地域福祉活動計画に記載（H26年度未配置）	

【課題】

※第2層以下の生活支援コーディネーターの設置については、配置数や担当エリア、資格等の検討が必要。

その際、「地域福祉コーディネーター」との役割、権限、権限、人材等の整理が必要。

※第3層については、既にその役割を担っている在宅介護支援センター等との連携、調整が必要。